

自治基本条例に盛り込む事項（たたき台案）

この事務局案は、平成 22 年 8 月から始まった市民ワーキンググループ会議での議論や他自治体の条文等を参考にし、ワーキンググループ会議での協議資料として作成したものです。

このままのかたちで、条文化されるものではありません。

〔構成〕

■ 前文

■ I 総則

■ II 各主体の権利及び責務

- 1 市民
- 2 事業者
- 3 市議会
- 4 コミュニティ
- 5 子ども
- 6 市

■ III 参画と協働

■ IV 住民投票

■ V 市政運営

■ VI その他

(前文)

【主な論点】

- ・目的規定を別に定めるため不要ではないかという意見もあるが、条例制定の由来・目的を明らかにして、目指している理想をわかりやすく示し、条文に盛り込めないまちの特徴やまちづくりの考え方について比較的自由的な表現ができるため必要であるとされている。
- ・「私たち」という書き出しにするかどうか。「ですます調」「である調」のどちらで書くか。

基本パターン

- A：まちの歴史、文化、環境や自治の取り組み
 - B：それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
 - C：その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働が重要
 - D：自治基本条例を制定する意義や決意
- 傾向としては、以上のパターンが盛り込まれている。

【他自治体の条文（参考）】

私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然に恵まれ、水と光と緑が織り成す美しい情景が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。また、ものづくりの伝統と世界に通じる技を有する工業、活気とにぎわいを創出する商業や実り豊かな越後平野の一面を担う農業が均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心、数多くの偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち向かい、東洋一の大工事と呼ばれた大河津分水路を完成させ、また幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築き上げてきた先人たちの力強さを受け継いでいます。私たちを取り巻く社会が変化する中で、先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて未来に引き継いでいくことが私たちの重要な役割です。私たちは、まちづくりの原点である「人」のつながりや支え合いを大切にしながら、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長し、誰もが愛着と誇りを持つことができる輝くまちを目指します。そして、人と自然と産業が調和したこのまちが世界に羽ばたいていくことを願います。その実現のためには、このまちに暮らす私たち一人一人がまちづくりの主人公であることを改めて認識し、自ら行動していくとともに、まちづくりに関わる多様な主体がお互いに地域を支えるパートナーであることを認め合い、一丸となってまちづくりに取り組んでいくことが必要です。ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及び基本的な事項を明らかにし、独自の魅力ある燕らしさがあふれるまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。

(燕市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・広瀬淡窓についての記述を入れてはどうか。

【条文案（例）】

私たちのまち日田市は、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として繁栄し、日本最大の私塾「咸宜園」を開いた廣瀬淡窓が生まれ育った歴史と伝統文化のあるまちです。

この自然、歴史、文化を子どもたちに引き継いでいくため、市民と市議会及び市がそれぞれの責務や役割を認識し、協力してまちづくりを進めなければなりません。そのためには、自治の基本的な理念を確認し、共通の考え方や仕組みを定めることが大事です。

よって、ここに日田市の目指すまちづくりの原則及び市政運営の基本的な事項を明らかにし、「市民参加の開かれた市政」を実現するため日田市自治基本条例を制定します。

【説明】

第1段落では、日田市らしさといえる内容を表しています。

第2段落では、日田市をどうしていきたいのかを表しています。

第3段落では、実現する手段として必要なことを表しています。

第4段落では、条例を制定する決意を表しています。

市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさを考えて、「私たち」で書き出し、また、前文については「ですます調」としています。

I 総則

(目的)

【主な論点】

・各条文に共通した指針となるが、どのような内容を書き込むか。

【他自治体の条文（参考）】

(目的)

第1条 この条例は、市民が主役の市民自治の確立を基本理念として、市民、議会及び市の責務等を明らかにし、自治の基本的事項を定め、協働によるまちづくりを実現することを目的とします。（四国中央市）

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市(以下「各主体」という。)の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

（奥州市）

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。（熊本市）

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりがまちづくりに自発的主体的に参画し、市も積極的に市民との協働を進め、美しい自然や人々を守り、自然と調和し誇りに思えるまちづくりと地域の発展を目指すために、市民の参画と協働によるまちづくりの基本的な事項を定めることを目的とする。（阿賀野市）

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

この条例は、日田市の自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市の責務等を明らかにするとともに、市民参画及び情報共有等の市政運営の基本的事項を定めることにより、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【説明】

・「市民を主体としたまちづくり」の実現のためには、市民、市議会、市の役割はどうあるべきなのかを明らかにしています。市民自らがまちづくりについて考え、責任を持って

決め、そして行動をしていくためには、まず、「市政に関する情報を知って」、そして「市政に参画」していくことになるのだと考えます。このような重要ことを具体的な仕組みとして、市政運営の基本原則の中に盛り込み、実行していくことで、市民主体のまちづくりの実現につながっていくと考え、目的として規定するものです。

(条例の位置付け)

【主な論点】

・自治基本条例を最高規範とするかどうか。法制度上は、条例相互間で優劣関係はないため、他の条例に優越するという位置付けはできない。

【他自治体の条文（参考）】

(この条例の位置付け)

第3条 市民、議会および市長等は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市(議会および市長等をいいます。以下同じ。)は、条例、規則等の制定、改正または廃止に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。 (函館市)

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。

2 市議会及び市の執行機関は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

3 市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。 (小諸市)

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、志摩市のまちづくりの基本事項について定める最高規範であり、議会及び行政機関は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(志摩市)

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。 (鳥取市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

この条例は、日本国憲法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が定める地方自治の本旨にもとづき、日田市における自治及び市政に関する基本的な事項を定めた最高規範であり、市、市議会及び市民は、この条例の趣旨を最大限尊重し、自治及び市政の推進に努めなければならない。

【説明】

・最高規範という定義付けについては、条例間に優劣がないことなどから議論が分かれるところですが、日本国憲法や地方自治法で保障されている地方自治の本旨を踏まえて策定するこの条例は、日田市において自治を進めていくうえでの市民同士の関係性や、市民と市、市議会との関係性について、また市政を進めていくにあたっての基本的な事項・原則について定めており、日田市のまちづくりを進めるにあたって最高規範性を有していると考えています。なお、市は、この規定により、他の条例、規則等の制定改廃などや、個別計画策定の際には、条例の趣旨を踏まえ、整合を図りながら取り組んでいくこととなります。

(定義)

【主な論点】

・定義に挙げる用語数。

・市の定義について

ア：市民＋議会＋執行機関 イ：議会＋執行機関 ウ：執行機関

・市民の定義について

ア：市内に住所を持っている者 イ：市内に居住する者 ウ：市内で就業する者

エ：市内で就学する者 オ：市内に事務所を有する法人その他の団体

カ：市内で活動する法人その他の団体 キ：市内で活動する者

ク：利害関係を有する者や団体 ケ：納税者

・市民の定義、住民の定義について、住民投票の参加資格との関係。外国人を含むかどうか。

ア：国籍条項があるもの（日本国民のみ）

公職選挙法が適用される選挙。議員選挙、首長選挙。

イ：国籍条項がないもの

地方自治体の住民投票、農業委員会選挙など

【他自治体の条文（参考）】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。

(4) 協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

(丸亀市)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。

(2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者をいいます。

(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。

(4) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。

(5) 参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。

(6) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

(流山市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。

(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 住民

イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者

ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体

(3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。

(4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。

(5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。

(6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。

(7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

(石狩市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり 市民誰もが幸せに安心して暮らせる住みよいまちを実現するための公共的な活動をいう。

(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事業所等を有する法人その他の団体をいう。

(3) 市 市長及びその他の執行機関をいう。

(4) 市民参画 市民がまちづくりに参加するだけにとどまらず、行政活動の企画立案、実施及び評価の各過程などに市民が主体的に関わり、行動することをいう。

(5) 協働 市民、市議会及び市が果たすべき役割及び責任を自覚し、お互いに尊重したうえで、協力しながら、行動することをいう。

(6) コミュニティ 互いに助け合い、人にやさしい地域社会、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に結ばれた多様な集団及び組織をいう。

(阿賀野市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・北九州市の自治基本条例の「市民の定義」のなかには、「市内に不動産を所有しているもの」というのがあり、これは「耕作放棄地」の個別施策の足掛かりにするために入っている

るもの。自治基本条例に盛り込むことによって、個別具体の対策を講じるための担保となる。

・条例に限らず、市がいろいろな場面で「市民」といった時の、「市民」という言葉はどこまでを指すのか。例えば、別荘に住んでいる人も含めるのか。

【条文案（例）】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (2) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。
- (4) まちづくり 住みよい地域社会を目指して行う公共的活動及び市政運営をいう。
- (5) 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的に関わり、行動することをいう。
- (6) 協働 まちづくりに関わる多様な主体が目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの自主性及び自立性を尊重し、連携し、協力し合うことをいう。
- (7) 地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他地域住民で自主的に構成され当該地域に関わりながら活動する団体をいう。
- (8) 事業者 市内において営利の事業活動を行う個人及び法人をいう。

【説明】

・『市民』 まちづくりは一部の人が行うものではなく、多くの人たちの協力のもとで進められるべきものであると考え、幅広く「市民」を定義しています。

・『住民』 地方自治法第10条、住民基本台帳法第4条、民法第22条、第23条の規定に基づき定義しています。なお、この条例における住民には外国人を含めて考えています。

・『市』 「市の執行機関」という表現もありますが、わかりやすさを考え「市」としました。この「市」には、議会を除いて一般的に市役所と言われているもの全てを定義しています。

・『まちづくり』 まちづくりについての概念は、幅広いものがあります。市民ワーキンググループ会議の議論では、「地域住民が行う公共的活動と市が主体で行う地域づくり（市政運営）がよいのではないか」ということがありました。それを踏まえて定義するものです。

・『市民参画』 ここでは市政運営に限って市民が主体的に関わるとしていますが、地域住民が行う公共的活動に参画することを除外するものではありません。

・『協働』 市の仕様書に基づいた協働事業を行うだけでは「協働」ではありません。市民ワーキンググループ会議の中では、「協働の名の下に、行政の仕事の下請けとも言えるような状態も見られる」ということがありました。課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担を行い、そして、お互いが持つ能力など自主性、自立性を尊重して協力しながらまちづくりを進めていくことを定義するものです。

・『地域コミュニティ』 日田市における地域コミュニティの中心的な団体は、自治会です。この自治会のほか、子ども会や老人会、その他、その地域に関わりながら活動している団体があります。これらを地域コミュニティとして定義するものです。

・『事業者』 市内において営利の事業活動を行う個人及び法人として定義するものです。

(自治の基本原則)

【主な論点】

- ・ 条例に定める目的を達成するために必要な行動原則として何をどのように規定するか。

【他自治体の条文（参考）】

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとします。

- (1) 市民参画の機会が平等に保障されること。
- (2) 協働して公共的課題の解決に当たること。
- (3) 相互にまちづくりに関する情報を提供し、及び共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めること。
- (5) 市民一人一人の人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。 (燕市)

(基本原則)

第5条 基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければならない。

- (1) 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとする。
- (2) 参加の原則 各主体は、その役割、責務等に基づいてまちづくりに参加するものとする。
- (3) 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加し、参画するまちづくりを推進するものとする。
- (4) 協働の原則 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと自立した地域社会の推進を図るものとする。 (奥州市)

(基本原則)

第3条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本原則によって推進するものとする。

- (1) 国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人一人の人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (2) 市民、議会及び行政機関がまちづくりに関する情報を互いに共有すること。
- (3) 市民の参画が保障されるとともに、市民、議会及び行政機関が協働すること。 (志摩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・ 協働の名の下で行政が住民に仕事を押し付けるような局面も出始めている。特に高齢化している地域では負担になっており、そういうふうにならないように、住民生活を守りながら自治を運営していくことを、自治の基本原則としていくべきではないか。

- ・まちづくりににおいても男女共同参画の視点が必要なのではないか。

【条文案（例）】

市、市議会及び市民は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 自主性を尊重し、市民が主体のまちづくりを推進すること。
- (2) 互いに市政運営に関する情報を共有すること。
- (3) 市民参画の機会を保障すること。
- (4) 市民の自主性及び自立性を尊重し、協働すること。
- (5) 男女の本質的平等を尊重し、まちづくりを推進すること。

【説明】

- ・条例に定める目的の実現を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき行動原則を明らかにするため規定するものです。
- ・市民が主体のまちづくりは、市民が積極的に関わっていくことを期待するものですが、一方で強制されるものではないことから、自主性を尊重しながら進めていくとしています。
- ・まちづくりの主体である市民が自ら考え、主体的に行動していくための前提として、情報がなければ行動できません。市政を進めていくにあたって、各主体が情報を共有していくこととしています。
- ・市民の意見をどれだけ多く市政に反映させることができるかが重要であり、市政に関わるできるだけ多くの場面で市民が参画できる場面を作ることとしています。
- ・まちづくりでは、市民と一緒に課題解決をしていくことが効果的です。協働で取り組む際には、協働する相手の自主性や自立性を尊重して進めなければ、行政の仕事の押し付けと取られかねないケースも考えられることから規定するものです。
- ・地域づくりには、行政主導でおこなうものと、地域住民主導でおこなうものがあると考えます。その両方の場合において、男女が固定化された役割分担で関わることにならないよう配慮しながら取り組みをすすめていくものです。

Ⅱ 各主体の権利及び責務

1 市民

(市民の権利)

【主な論点】

・地方自治法上で住民の権利として「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」や「普通地方公共団体の選挙に参与する権利」などがあるので、自治基本条例に権利を規定するのは不要ではないか。規定しても、具体的権利性が乏しいのではないか。

【他自治体の条文（参考）】

(市民の権利)

第 5 条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。

(1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利

(2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利 (熊本市)

(市民の権利)

第 5 条 市民は、次に掲げる権利を有します。

(1) 市政に関する情報を知る権利

(2) 市政に参画する権利

(3) 市に意見、要望を表明し、又は提案する権利

(4) 行政サービスを受ける権利 (四国中央市)

(市民の権利)

第 5 条 市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。

3 市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。

(石狩市)

(市民の権利)

第 4 条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。

2 市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。

3 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、互いに対等な立場で前 3 項に規定する権利を行使することができる。

5 市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。 (丸亀市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・まちづくりの定義を工夫し、行政がやっている地域づくりに参加する権利というものを中核にしつつ、地域住民がやっている地域活動に参加する権利も有するというのではないだろうか。

【条文案（例）】

- ①市民は、まちづくりに関して意見を表明し、参画する権利を有する。
- ②市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有する。

【説明】

・地方自治法上に規定されている権利では、まちづくりに主体的に関わっていくにあたっての規定としては、不足していると考えます。「市民参画する権利」「市政運営についての情報を知る権利」を規定することで、市としては、権利に対応できるよう制度を構築し、その結果、「市民自身で情報を分析・判断し、主体的に市政運営に参画できる」ことに繋がると考えます。なお、「参画しない権利」については、積極的な規定とはいえないため示していません。

(市民の責務)

【主な論点】

- ・項目として、役割とするか責務とするか。

【他自治体の条文（参考）】

(市民等の責務)

第 36 条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。(流山市)

(市民の責務)

第 8 条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。(鳥取市)

(市民の役割)

第 6 条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。(小諸市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・今の自治体の問題は、単に市民と行政の問題ではなく、コミュニティ再構築にも重なるが、市民と市民の関係性も問題がある。

・いわゆるモンスターペアレントには行政側はなかなか対抗できないが、住民同士が議論することでクリアしていく。

・市民の役割責務として、「職員の働きぶりを客観的に吟味する」など、頑張る職員に対してはきちんと応援するような文言や解説を入れてみるのもおもしろいのではないかな。

【条文案（例）】

- ①市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、市民参画に努めるものとする。
- ②市民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- ③市民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとする。
- ④市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努めるものとする。
- ⑤市民は、第〇条に規定する職員の責務について、可能な範囲内においてその履行状況の確認を行い、自ら評価をするよう努めるものとする。

【説明】

- ・市民ワーキンググループ会議のなかで、「『市民は、市政や地域社会に対する関心が低く、お任せ民主主義的な状態。そうではいけない。』、『いわゆるモンスターペアレント問題と言われることには行政側はなかなか対抗できないが、住民同士が議論することでクリアしていくことができるのではないか。』、『市の対応が悪いとか苦情などを言うことができるのは当然だが、一方で、頑張っている職員もいるわけで、そのことについてはきちんと働きぶりを見て応援していく必要がある。』」という議論がありました。
- ・地域の公共的課題をより効果的に解決していくためには、市民の視点がなければ困難です。ただし、市民参画は強制されるものではありません。
- ・まちづくりにおいては、個人の利益だけではなく地域全体の利益を考慮した発言や行動が求められます。したがって、無責任な行動をしてはならないことを規定しています。また、個人の利益だけではなく、将来世代の利益も考慮するよう努めることも規定しています。
- ・会議での議論に出てきた「頑張っている職員については応援する」ということについて、「職員の責務」に規定している内容を、職員がどれだけ履行しているかを、市民ができる範囲で確認し、「頑張っているといえるか、いえないか」という評価を市民自らすることで、応援するということにつながると考えます。ただし、この評価は制度化するものではなく、あくまで市民が行う自己評価であり、評価結果も公表されるものではありませんが、市民間での情報共有（頑張っていると思う職員について）を期待するものです。

2 事業者

(事業者の責務)

【主な論点】

- ・事業者を市民に含める定義が多いが、どのように定義するか。
- ・「責務」か「役割か」。また「権利」を加える場合、何を書き込むか。

【他自治体の条文（参考）】

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。(飯田市)

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

(岸和田市)

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。(三鷹市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

事業者は、地域社会を構成する一員としてまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議の中で、「例えば、個人事業主さんがお店を開いていてゴミとして空き缶が出たとします。この空き缶の回収について市から何らかの要請があった場合には、事業者として協力することになると思うので、そうすれば市民としての顔もあるし、事業者としての顔もあるという二つの捉え方が出てきます。だから、市民と事業者を分けて定義することには意味があると思います。」ということがありました。まちづく

りの主体は市民ですが、個人としての役割のほか、個人が組織に属している場合には、その組織の一員としての役割があるという考えから、まちづくりにおいて重要な役割を担っている事業者について規定したものです。

3 市議会

(市議会の責務)

【主な論点】

- ・盛り込む内容として検討するものとして、意思決定・監視機能について、開かれた議会と説明責任について、政策立案についてなどがある。
- ・以上を踏まえて、議会基本条例を検討する動きがあるなかで、どこまで議会の責務として盛り込むか。

【他自治体の条文（参考）】

(議会の役割および責務)

第13条 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては、市民の意見の把握に努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する役割を果たすものとします。

2 議会は、政策形成機能の充実に努めなければなりません。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

(函館市)

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市政が適切に運営されているか監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。

2 市議会は、決定過程を透明にするなど、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。

3 市議会は、市民の意見が適切に反映されるよう活動しなければならない。

(阿賀野市)

(議会の権限及び責務)

第10条 議会は、市の意思決定機関として、法令又は条例で定められた事項について議決する権限を有するとともに、市政運営に対する監視及びけん制する機能を有する。

2 議会は、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映させるものとする。

3 議会は、会議の公開を原則とし、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供することにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

(奥州市)

(市議会の役割)

第14条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視する機関としてその役割を果たすものとします。

2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるもの

とします。

(燕市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・実現できるかどうかは別として、移動市議会（各常任委員会）というかたちで日田市内の色々な場所に出て行くのはどうか。

【条文案（例）】

- ①市議会は、市の意思決定機関として、市政を監視し、適切な市政運営を確保するものとする。
- ②市議会は、多様な方法で市民の意思を把握するよう努め、政策の積極的な立案及び提言をするものとする。
- ③市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明し、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議の中で、「市議会本会議の一般質問については、市内のケーブルテレビで放送されているが、多くの市民は市議会で行われているかわかっていない。市議会とは何かということを広げていくべきではないか。そのためにも、移動市議会という考え方はどうか。ただ、実際に本会議を移動開催はできないので、市議会主催の市民報告会などをしていくことも考えられる。」ということがありました。

そのことを踏まえ、市議会の役割を市民が再確認するために、当然の内容でも書き込む意義があると考え、また、今後は市民報告会のように、議会活動を市民にわかりやすく説明していくことが大事なのではないかということを考え規定しました。

(市議会議員の責務)

【主な論点】

- ・盛り込む内容として検討するものとして、公正誠実な職務の遂行、自己研鑽、政治倫理の確立、市民との意見交換、市民全体の利益、政策提案権の向上などがある。
- ・以上を踏まえて、議会基本条例を検討する動きがあるなかで、どこまで議員の責務として盛り込むか。

【他自治体の条文（参考）】

(議員の責務)

第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。

3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。

4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。

(石狩市)

(議員の責務)

第9条 議会議員は、市民の信託にこたえ、誠実に職務を遂行するとともに議会の責務を遂行するため、自己の研さんに努めなければならない。

(志摩市)

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。

(1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。

(2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。

(熊本市)

(議員の責務)

第38条 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければなりません。

2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。

(流山市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・住民が望んで地域の利益を優先するから議員がそのように動いてしまう。

【条文案（例）】

市議会議員は、市民との意見交換に努め、市民全体の利益を優先して行動し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議の中で、「市議会議員は、各地区からの応援を受けていることもあるので、どうしても地区優先の取り組みにならざるを得ない。そうではなくて、全市的な視点で取り組んで欲しい。今のような課題山積の時代には、大きな視点で日田市を考え議員として行動しなければならない」との議論がありました。

そのことを踏まえて、「市民との意見交換に努めること」、「市民全体の利益を優先して行動すること」を規定しました。

4 コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

【主な論点】

- ・自主的に組織されている団体について、どこまで規定するか。

【他自治体の条文（参考）】

(コミュニティ活動)

第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。（岸和田市）

(コミュニティ)

第11条 市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

3 市は、公民館を地域におけるコミュニティの連携の拠点として位置付け、機能及び施設の充実、整備に努めます。（四国中央市）

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。（越前市）

(コミュニティ活動)

第12条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。（丸亀市）

(地域コミュニティ)

第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこ

れに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。

3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

(流山市)

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

(北九州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・地区行事の参加は、今は若い年代、子どもも忙しい状況。年を取っても暇にならず、地区ごとにどう調整するかが課題。

・自治会長は配布物が多く大変なエネルギーがかかる。

・住民の地域に対する意識が年々薄れていっているような気がする。自治会での集会参加状況は、総会でさえ役員と班長のみ。

・旧日田市の中心部だと自治会費を集めるための常会を開いたとしても、集まらない。仮に開きますと言っても、面倒くさいとなると思う。今の時代生活パターンが家ごとに違うのではない。

【条文案(例)】

①地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域における課題を解決し、地域社会の発展に努めるものとする。

②地域コミュニティの代表者は、まちづくりを推進するため、地域住民の意思を尊重し、意見を取りまとめ、地域社会の発展に努めるものとする。

③地域コミュニティは、地域住民の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めるものとする。

④地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

【説明】

・この条例での地域コミュニティとは、自治会を中心に子ども会や老人会などの地域住民で自主的に構成される、地域におけるまちづくり活動には、欠かすことのできない重要な団体のこととしています。

市民ワーキンググループ会議の中で、「『住民の地域に対する意識が年々薄れていっているような気がする。自治会での集会参加状況は、総会でさえ役員と班長のみ。』、『旧日田市の中心部だと自治会費を集めるための常会を開いたとしても、集まらない。仮に開きますと言っても、面倒くさいと思う。今の時代生活パターンが家ごとに違うのでしょうがない。』、『自治会等の活動内容、運営状況について情報が不足している。』、『自治会長は大変な仕事だが、地区全体に目を向けて取り組んでほしい』」といった議論がありました。

また、「小学校の統廃合によって、学校跡地の利活用について地域住民で話し合っている」という議論もありました。例えば、このような場合、市だけで利活用策を考え、実施することはさほど難しいことではないかもしれませんが、しかし、「今まで地域の中心的存在としてあった小学校が廃校になる。地域住民にとっては大きい問題。そうであれば、地域住民が中心になって話し合いをし、学校跡地の利活用策という課題を解決していくのは重要ではないか」という考えのもと、地域住民が課題解決に向けて努力するという規定をしました。

他市にある自治会の中には、自治会での活動状況（活動時の写真）や総会資料（決算など）を自治会のホームページで公開し、主に地域住民に対してお知らせすることで、参加しやすい状況を作ることに取り組んでいるところもあります。

自治会に限らず地域にある様々な団体では、人手不足などいろいろな課題がありますが、このような取り組みをすることで、課題解決への第一歩となることも考えられることから、努力していくこととして規定しました。

(地域コミュニティへの加入)

【主な論点】

- ・自主的に組織されている団体について、どこまで規定するか。

【他自治体の条文（参考）】

(区への加入)

第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。(小諸市)

(地域コミュニティの推進)

第28条 市民は、地域社会における良好な環境の維持及び増進のため、自主的に自治会等の地域コミュニティの活動に参画し、地域課題の解決に努めるものとする。

2 行政機関は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を推進するために必要な支援を行わなければならない。(志摩市)

(自治活動組織)

第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。

2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。

3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。(飯田市)

(自治会活動への理解等)

第25条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(薩摩川内市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・自治会に加入しなければ住みよい地域は作ることができないのか。

【条文案（例）】

市民は、地域における課題解決及び地域社会の発展のため、自主的な意思により地域コミュニティに加入し、その活動に努めるものとする。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議では、地域コミュニティの議論では、主に自治会についての話がありました。特に、山間部などの周辺地域にある自治会では、道路維持などの地域での活動のためにも、自治会加入はしてほしいということがありました。しかし、一方では、任意団体である自治会の加入を強制することはできないという話もありました。

日田市における自治会は、地域コミュニティを構成する最も基礎的で重要な団体であり、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保、地域の生活環境の維持改善への対応など、公共的な課題を協力して解決する、重要な担い手であることから、市民が加入し、そして活動に参加するよう努力していくことを規定しました。

(地区自治協議会)

【主な論点】

・自治会活動を活発化させていけば、様々な団体から構成される自治協議会のような組織は不要ではないか。

・いわゆる限界集落化が懸念される地域においては、単独自治会では活動が困難。様々な団体から構成される自治協議会を立ち上げることで、人手不足の緩和にも繋がるのではないか。

【他自治体の条文（参考）】

(地区市民協議会)

第 15 条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。
(岸和田市)

(地域コミュニティ協議会)

第 23 条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

2 市民は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。）を設置することができる。

3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。
(高松市)

(地区コミュニティ協議会)

第 22 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第 23 条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。
(薩摩川内市)

(まちづくり協議会)

第10条 まちづくり協議会は、地域における広範な課題について市民が自ら協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。

2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを構成する団体等と協働して、より広範な地域のまちづくりの提案及び公共的課題の解決に努めるものとします。
(燕市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・重要ではないことに市議会議員が介入しなくてすむ仕組みづくり。例えば、小学校区単位で「地域のことは地域で決めていくような仕組み」をつくる。

・人口が減る、高齢化が進むことなどを考えると、今のように主に自治会だけで地域の事に取り組むのは難しくなるが、それを補完し得る制度として、小学校区単位の各種団体から構成される「自治協議会」について、日田市では一斉導入の必要性はまだ低い。ただし、小学校統廃合で校区という考え方が大きく変わるような地域については、コミュニティの維持のためにも「自治協議会」を手挙げ方式で導入していくこともあってよいのではないか。

【条文案（例）】

①市は、市民自らが地域における課題等の解決策を話し合い、責任を持って解決していくための組織として、各小学校区単位等にある様々な分野の団体から構成される地区自治協議会に関する制度を整備するものとする。

②市民は、各地域の必要性に応じて地区自治協議会を設立することができる。

③地区自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議の中で「人口が減る、高齢化が進むことなどを考えると、今のように主に自治会だけで地域の事に取り組むのは難しくなるが、それを補完し得る制度として、小学校区単位などの各種団体から構成される『自治協議会』について、日田市では一斉導入の必要性はまだ低い。ただし、小学校統廃合で校区という考え方が大きく変わるような地域については、コミュニティの維持のためにも『自治協議会』を手挙げ方式で導入していくこともあってよいのではないか。」という議論がありました。会議の中で話では、現時点では、自治会を中心とした地域活動について、程度の差はあるものの著しく支障が出ているということはありませんでした。しかし、今後の人口減少、高齢化を考えると、地域活動に支障が出る前にあらかじめ制度を構築し、必要となった場合には制度

を利用して対応していくことができるようにしておく必要があると考え、規定するものです。

(小規模集落等対策)

【主な論点】

- ・小規模集落の定義をどうするか。
- ・個別施策をどこまで書き込めるか。

【他自治体の条文（参考）】

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・高齢化しているからこそ、地域で頑張っていくような話し合いの場を作るのは重要。
- ・小規模集落をどうしていくかに関連する条文を入れざるを得ない印象を持った。
- ・全国的に、地域の会合は集まりにくい傾向。「地域の縁側」みたいなものを作って、楽しみながら続くような仕組みをとらないと、会合のために集まるというのは、これからの時代は厳しい。

【条文案（例）】

- | |
|--|
| <p>①市は、自治会等の地域コミュニティでの地域活動が困難となっている小規模集落等において、市民主体のまちづくりに取り組むことができるよう制度を整備し支援に努めなければならない。</p> <p>②市は、小規模集落等に居住する市民が、生活していくために必要な商店及び病院等との距離に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>③前2項に規定する制度に関し、必要な事項は別に定める。</p> |
|--|

【説明】

・主に山間部にある集落では、地域の祭りなどの行事の開催や、近くの商店の廃業などによって日常の買い物や通院などは市の中心部まで行かなければならないなど、生活をしていくうえで様々な問題が出てきています。これは市民ワーキンググループ会議の議論の中で、何度も出てきた話題です。会議の中で、「山間部の集落なので、9軒の家しかありません。高齢者や一人暮らしの方が多く若い人はほとんどおらず、全て若い人を頼りに消防団、婦人会、子供会などの役職が、仕事をしながら次々に来ます。非常に大変ですが、文化の継承とか地域の繋がりのためには必要だと思うことが多々あります。人がいる所だけにお金をかければいいのかというと、そうではなく、私達が水源となる山林、土地を守って地域を守って国土を守っているわけです。誰かがやってくれるというのではなく自分達で守らなければ日々の生活ができない状況が日田の山間部には多くあります。行政にはその差を埋められる仕組みを考えてもらえればと思います。」ということがありました。市としては、そのような地域を支援していく制度を構築していかなければならないことを規定す

るものです。また、「買い物の権利」や「移動の権利」について考えました。近隣に商店がないことなどから、生活に最低限度の必要な買い物については、わざわざ遠くまで買いに行かずに手に入れることができるような仕組みを考えていかなければならないということ。山間部であり、移動手段がないような高齢者等の支援をどうするかを考えなければならぬということ。「生活していくために必要なこと」ということで、市として必要な措置を講じていかなければならないことを規定するものです。

5 子ども

(子どもの健全育成及び権利)

【主な論点】

- ・子どもの年齢をどのように定義するか。

【他自治体の条文（参考）】

(満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第 11 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(二セコ町)

(子どもの意見表明の機会の保障)

第 12 条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

(流山市)

(子どもの権利)

第 8 条 子ども(満 18 歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、健全に成長する権利を有するとともに、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有する。

2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参加する権利を有する。

(奥州市)

(子どもの自治へのかかわり)

第 7 条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担^{にな}うことができる。

2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(北九州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・学校統廃合をきっかけとした町内公民館での学童保育、移動図書館について。そこから始まる学生とお年寄りとの世代間交流や町内公民館を利用した地域の寄合い所について。

・学生が将来地元に戻ってきたいと思うポイントは、知っている人が地域にどれだけいるかということ。世代間交流を学校教育の一環としてできれば、教育効果もあるし地域とのつながりも出てくる。

【条文案（例）】

- ①市及び市民は、子どもが将来の市を担う大事な存在であることを認識し、安全の確保や歴史等の教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。
- ②子どもは、年齢にふさわしい範囲でまちづくりに参加する権利を有するものとする。
- ③市は、まちづくりに関する子どもの意見を参考にすることができるよう、仕組みの整備に努めるものとする。

【説明】

・市民ワーキンググループ会議の中で、子どもとお年寄りとの「世代間交流」についての話がありました。年長者との触れ合いを通じて年長者を敬う気持ちなど、将来の日田市を担う子ども達に対して教育上の良い効果が期待できるのではということがありました。また、日田市は江戸時代に日本最大の私塾「咸宜園」を開いた廣瀬淡窓が生まれ育った場所でもあることから、「教育の中で歴史を学ぶことの大切さ」を自治基本条例に盛り込んでみてはどうかという話もありました。そこで、子どもの安全確保、伝統のある日田市の歴史を学ぶことを始めとした教育全般の充実を図ることを通じて健全育成に努めることを規定するものです。

・日本が置かれている状況として、少子高齢化、人口減少が進むなか、次世代を担う子ども達は、将来負担が大きくなるとも言われています。ただ、将来の負担増が予想されているにもかかわらず、その子ども達にはまちづくりに関して意見を表明する機会が必ずしもあるとはいえません。参政権ではありませんが、年齢に応じた「まちづくり参加権」を有することを明らかにし、子ども達の考えを参考にしながら制度設計などをしていくことも、これからの時代には必要であると考え規定しました。

5 市の執行機関

(市長の責務)

【主な論点】

・首長の役割、位置付けについて。地方自治法上の統括代表権、事務管理及び執行権、職員の指揮監督をわかりやすく規定するものや、首長が行うべきことや首長の統率力、指導力を規定するものがある。

・多選禁止（自粛）をどう捉えるか。

多選禁止を盛り込むことについての賛成説としては、長期在職による独裁や腐敗を予防するための制度の必要性が言われている。反対説としては、憲法 15 条の公務員の選定罷免権、公職選挙法 10 条の被選挙権に違反すると言われている。

【他自治体の条文（参考）】

（市長の責務）

第 9 条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。 （三鷹市）

（市長の役割及び責務）

第 11 条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。 （鳥取市）

（市長の責務）

第 15 条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません。

2 市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければなりません。

3 市長は、地域の活性化に努めるとともに、地域の魅力を高め、積極的に発信しなければなりません。

4 市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用にも努めなければなりません。 （函館市）

（市長の責務）

第 8 条 市長は、公正かつ公平に職務に当たるとともに、この条例に基づいたまちづくりの推進に努めな

なければならない。

2 市長は、多様化した市民のニーズに対応したまちづくりを行うため、市職員を適切に指導、監督しなければならない。

3 市長は、市民が積極的にまちづくりに参画するための機会を保障しなければならない。

4 市長は、市民への説明責任を果たさなければならない。（阿賀野市）

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

①市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。

②市長は、市の将来像を明らかにするとともに、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び世代間の負担の公平化が図られるよう努めなければならない。

③市長は、市民への説明責任を果たさなければならない。

【説明】

・「日田市がどのようなまちになるのが望ましいか」ということを考え、目指すべき将来像として明らかにします。また、行政サービスについて、「今サービスを受けている市民、受けることができる市民」に対して更なるサービスの向上を図ることは重要です。しかし、「これからサービスを受ける市民」、主に子どもたちということになりますが、この世代の将来の負担が大きくならないよう、世代間負担を考えながら市政を運営していくように努めていくことを規定するものです。

・市が行う仕事について、担当する職員が市民に対して説明するのは当然の義務ですが、特に重要とされることについては、市長自らも市民に対して説明しなければならないことを規定するものです。

(職員の責務)

【主な論点】

・あるべき職員像を議論したうえで、盛り込まれる内容としては、職員の心構えや自覚に関することや職員が行うべきことがある。

【他自治体の条文（参考）】

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。
(薩摩川内市)

(職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。
(越前市)

(職員の責務)

第16条 職員は、市民全体のために働くものとしての認識をもち、公平、公正かつ誠実に、透明性をもってその職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、法令及び条例等を遵守します。

3 職員は、常に自己研鑽を行い、職務の遂行に当たっては創意工夫するよう努めます。
(四国中央市)

(職員の責務)

第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。
(岸和田市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・職員の地区行事参加についての義務化は難しいが、地域を割り振りし、現場を回って情報収集するような地域担当制を採るのも一つの手。

・市民からの相談時、横のつながりの可能性を考えず、接した部署だけで「できる」「できない」を判断してしまっている。

・市民からの相談時に「できない」から入るのではなく、「どうすればできるか」をまず考えるようにできないか。

【条文案（例）】

- ①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
- ②市の職員は、市民の視点に立ち、市民から提案された意見や課題等の解決に取り組むものとする。
- ③市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

【説明】

・職員が全体の奉仕者であることや法を守ることなどは当たり前のことですが、市の職員が責務を再確認する意味でも意義があることから、自治基本条例に規定しています。

・市民ワーキンググループ会議の議論で、「市民からの相談時に『できない』から入るのではなく、『どうすればできるか』をまず考えるようにできないか。」ということがありました。「市民の視点に立って課題解決に取り組む」ことで、「まず、解決を前提として、どういう方法であれば可能か。」ということを考えることになると思います。市民の視点ではなく行政の視点では、「まず、できない理由」を考えてしまいがちだというのが現状です。その現状を改善していくため規定するものです。

・市民ワーキンググループ会議のなかで、「地域活動に熱心な職員とそうではない職員がいる」という話になりました。職員としての立場以前に、市民であるわけで、市民としての自覚を持ってまちづくりに参加していくことを規定するものです。

Ⅲ 参画と協働

(参画と協働の推進)

【主な論点】

- ・参加と参画の用語の使い分けをどうするか。
- ・項目として一つにしているが、「参画」と「協働」を二つの項目に分けて規定し、それぞれもう少し記載するか。

【他自治体の条文（参考）】

(参画)

第16条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(協働)

第20条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

(丸亀市)

(参画の原則)

第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

(協働の原則)

第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

(市民参画・協働のための仕組み)

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

(熊本市)

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。

(石狩市)

(協働して行う市政運営)

第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。

2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。

(飯田市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・ 今後は更に財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながら物事を進めていくような仕組みがないと、行政として動いていけない。

・ 既存の合意形成の仕組みを変えていくのが重要。地区、団体等役員の人達の意向だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められている。

・ 予算がないということで、本来行政がやるべきものが、住民に押し付けられているようなものを見直す仕組みが必要。

・ 本来行政がやる必要がないことまで踏み込んでしまっていることがあるのではないか。そこを一度見直していくような仕掛け、仕組みができればよいと思う。

【条文案(例)】

①市は、計画や政策の立案段階から、市民の参画ができるよう制度を整備し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

②市は、地域の公共的課題をより効果的に解決していくため、市民の自主性及び自立性を尊重し、協働によるまちづくり活動を支援するものとする。

③市は、市民との協働によりまちづくりを推進していくにあたっては、市が負うべき義務と責任を軽減するものではないことを認識し取り組まなければならない。

【説明】

・ 市民ワーキンググループ会議の中で、『『地方自治体は、今後財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながら物事を進めていくような仕組みが必要。』、『予算がないということで、本来行政がやるべきものが、協働の名の下に住民に押し付けられているようなものがあるのではないか。それを見直す仕組みが必要

ではないか』という議論がありました。このことから市民参画により市民の意思を的確に把握し、市の政策等に適切に反映しながら市政運営を進めていくために規定するものです。まちづくりには、行政、市民や NPO 等のそれぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む領域があると考えます。また、協働に関しての批判として、「協働の相手方を市の下請け的に位置付けているのではないか」ということがあります。協働によるまちづくりについては、それぞれの自主性を尊重しながら取り組んでいき、市の負担を協働相手に負わせるというものではないということを規定するものです。

Ⅳ 住民投票

(住民投票)

【主な論点】

- ・住民投票の参加資格について。
- ・年齢をどうするか。16 歳以上、18 歳以上。
- ・外国人の参加をどうするか。永住外国人、定住外国人。
- ・事案ごとに住民投票条例を制定するか、常設の住民投票条例とするか。
- ・投票結果の取り扱いをどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(住民投票)

第 10 条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民(市内に住所を有する者(法人を除きます。))に限ります。第 3 項において同じ。)の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。

4 市長は、住民投票の結果を尊重します。 (函館市)

(住民投票)

第 25 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する満 18 歳以上の者(定住外国人を含む。))をいう。次条において同じ。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。 (奥州市)

(住民投票)

第 25 条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民(法人を除く。)の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。 (北九州市)

(住民投票)

第 20 条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者が、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 (岸和田市)

(住民投票の実施要件)

第 26 条 住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (奥州市)

(住民投票の請求及び発議)

第 35 条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 (熊本市)

(住民投票の請求又は発議)

第 16 条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第 17 条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

2 前条第 3 項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

(1) 市内に住所を有する年齢満 20 年未満の日本国籍を有する者

(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)

3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市長は、市政に係る極めて重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
- ②市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べなければならない。
- ③住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、その都度市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。

【説明】

・住民投票は間接民主主義を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度といわれています。条例制定済の他自治体の多くにおいても、住民投票に関する規定が盛り込まれていますが、内容には差があります。住民投票制度を積極的に使っていくことができるように、一定の要件を満たせば住民投票を行うことができるとする自治体も多くあります。このような考え方を否定するものではありませんが、次のように考えました。

「住民投票制度の考え方というのは、市民の意見を幅広く吸い上げ、施策に反映させる手段の一つとして出来たのではないのだろうか。自治基本条例では、情報共有や説明責任、市民参画の制度などについて規定し、実施することで、市民の意見を施策に反映させていくことを目指している。そうであれば、本来、市政に係る極めて重要な事項については、住民投票で「○」か「×」かということよりも、自治基本条例の趣旨に沿って市民との合意形成を図っていく方が大事なのではないのだろうか。住民投票制度については、あくまで最終手段であり補助的なものという捉え方でよいのではないだろうか。」

住民投票そのものは、既に地方自治法上の規定に基づき、選挙権を有する住民からの直接請求により、住民投票条例の制定を請求することができることになっていることから、制度の周知の意味でも規定することにしました。

V 市政運営

(政策法務)

【主な論点】

- ・政策法務に関する体制の整備について。

【他自治体の条文（参考）】

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (ニセコ町)

(政策法務)

第 32 条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。 (高松市)

(法務政策)

第 13 条 行政機関は、市民の要望や地域課題に対応するため、自らの責任において法令解釈を行い、政策形成できるよう法務体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行わなければならない。 (志摩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、法令の自主解釈権や条例制定権を活用し、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。

【説明】

・地方分権時代により、地方自治体の役割が重要性を増す中では、従来の前例踏襲型の発想の仕方を転換し、市民の視点に立って課題を発見するとともに独自の政策を立案していくことが求められています。法令の自主解釈権や条例制定権を積極的に活用しながら、日田市のために必要な独自条例や規則等の制定に努めていくことを規定するものです。

(組織及び人事政策)

【主な論点】

- ・ どのような組織にするか。編成の考え方。
- ・ 職員を育成することについての表現。

【他自治体の条文（参考）】

(行政組織及び職員の能力開発等)

第 26 条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。

2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。

3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。

(流山市)

(組織)

第 17 条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(鳥取市)

(組織)

第 34 条 市は、別に条例で定めるところにより社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。

(薩摩川内市)

【市民ワーキンググループでの議論】

・ 自治基本条例のような、あるいはまちづくり分野においては、構築してきた信頼関係が人事異動によってなくなってしまう。人事ローテーション全体を変えることはできないだろうが、このような分野については考慮する必要があるのではないか。

【条文案（例）】

- | |
|--|
| <p>①市は、社会情勢、行政需要、政策課題等の変化に対応できるよう、常に組織の見直しを行い、必要に応じて組織の再編をしなければならない。</p> <p>②市長は、職員の政策形成能力を向上させるため、人事評価制度の整備及び職員研修制度の充実に努めなければならない。</p> <p>③市長は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。</p> |
|--|

【説明】

・社会情勢、地域の政策課題を常に意識しながら、それに対応可能な組織に再編していくことを規定するものです。

・職員の意欲・能力を最大限に発揮させるために、人事評価制度の整備や職員研修制度の充実に努めていくことを規定するものです。

・市民ワーキンググループでの議論で、「まちづくり分野を始めとして、市職員との業務でのやり取りにおいて、せっかく時間をかけて構築してきた信頼関係が短期間での人事異動によって、振り出しに戻り無くなってしまう。市全体の人事ローテーションを変えることはできないだろうが、信頼関係を地道に築いていくような分野については考慮する必要があるのではないか。」ということがありました。組織である以上、人事異動は避けられませんが、業務内容について一定の配慮をすることを規定するものです。

(総合計画)

【主な論点】

- ・ 地方自治法に規定のあった総合計画の策定義務がなくなったが盛り込むかどうか。
- ・ 計画策定にあたっての市民参画をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。 (三鷹市)

(総合計画)

第17条 市は、この条例の趣旨にのっとり、総合計画を策定し、計画的かつ効率的な市政運営を行います。

2 市は、社会の変化に対応できるよう、必要に応じて、総合計画の見直しを行います。 (四国中央市)

(計画的な行政運営)

第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画(以下この条において「基本構想等」という。)に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。

2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。

3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。

4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を加えるものとする。

(北九州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・ 自治基本条例を通じて総合計画の策定の仕方自体をどういうふうに組み替えていくのか。
- 市民の声を生かしていくにはどのようなタイミングで投げかければよいのか。

【条文案（例）】

- ①市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。
- ②市は、総合計画を策定するときは、あらかじめ計画に関する情報を公表し、市民参画により策定するものとする。
- ③市は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民にわかりやすく公表するものとする。
- ④市は、社会経済情勢等の変化等に的確に対応するため、必要に応じて総合計画を見直すものとする。

【説明】

- ・総合計画（基本構想）については、平成 23 年の地方自治法改正により策定義務はなくなりましたが、計画的な市政運営を行っていく必要があることから自治基本条例に策定することを規定するものです。
- ・計画の策定にあたっては、多様な意見を反映させるために市民参画によりおこなうことを規定するものです。
- ・進捗状況に関する公表の具体的な方法については、現在は、「水郷ひた」のまちづくり評価の中で進捗管理をしています。資料がわかりにくいという声もあることから、わかりやすく公表するための改善策などを考えていきます。
- ・総合計画については、市の最上位計画であることから頻繁な見直しを行うものではありませんが、場合によっては、社会経済情勢に応じて見直すことを規定するものです。

(財政運営)

【主な論点】

・書き込むかどうかについての主な論点としては、財政運営の原則に関するもの、予算・決算に関するもの、財産管理に関するもの、財政状況の公表に関するもの。

【他自治体の条文（参考）】

(財政運営)

第 31 条 市は、政策相互の連携を図りながら効率的かつ効果的な政策を実施し、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。 (燕市)

(財政運営)

第 20 条 市は、行財政改革に取り組むとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行うことにより、財政の健全化の確保に努めなければならない。

2 市は、市の財政、財務等に関する事項について市民に公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。 (阿賀野市)

(財政運営)

第 19 条 市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。

2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。 (石狩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

①市は、効果的かつ効率的な施策の展開を行い、中長期的な財政推移を踏まえて健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

②市は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民にわかりやすく公表しなければならない。

③市は、保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図らなければならない。

【説明】

・市の歳入の多くを占める地方交付税については、平成 17 年に市町村合併をしたことにより通常の基準による算定より多い状況です。この地方交付税は、合併 10 年経過後から段階

的に 5 年間で通常の基準に削減されることになっています。また、税収についても少子高齢化による人口減少等もあり中長期的には増加は難しい状況であると予想されます。したがって、そのような状況下でも持続可能な市政運営をしていかなければならないことを規定するものです。

- ・財政状況を市民にわかりやすく伝えていくことを規定するものです。公表についての具体的な方法については、今後検討していきます。

- ・財産の適正な管理や効率的な運用を行うことは、資産の適正な活用にもつながり財政的にも有利に働くことから規定するものです。

(行政評価)

【主な論点】

- ・評価結果の公表をどうするか。
- ・評価結果の施策への反映をどうするか。
- ・評価への市民参画をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

(行政評価)

第 32 条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。

2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。

(飯田市)

(行政評価)

第 28 条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

(丸亀市)

(行政評価)

第 15 条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

(越前市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、効果的かつ効率的な市政運営及び総合計画の進行管理を行うため行政評価を実施しなければならない。

②市は、評価結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等に反映させるものとする。

③市は、行政評価の結果に対して意見を求めるため、市民参画による外部評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

【説明】

・日田市では、行政評価（「水郷ひた」のまちづくり評価）を行い、ホームページにて公表していますが、今後もやり方などの改善を進める必要があることから、市民にわかりやすく情報を提供していくとともに、市民参画により外部評価を実施していくことを規定するものです。

（審議会等）

【主な論点】

- ・委員を選任するときには、全部又は一部を公募による選任とするか。
- ・委員の構成や資格について、どこまで規定するか。地域、性別、年齢、国籍、他附属機関との重複。
- ・審議会等の会議や資料、議事録の公開をどうするか。

【他自治体の条文（参考）】

（附属機関等）

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。 （小諸市）

（審議会等の運営）

第 19 条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。

2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前 2 項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。 （岸和田市）

（附属機関等）

第 26 条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。 （函館市）

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、審議会等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募により行わなければならない。
- ②市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- ③市は、審議会等の会議、会議録及び資料を原則として公開するものとする。

【説明】

- ・法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が適さない正当な理由がある場合を除いて、公募委員を加えることを規定するものです。
- ・これまでは、審議会等の委員には男性や年長者が多く選ばれていた傾向がありましたが、男女比率、年齢層、地域構成などを考慮して、幅広い分野から選任することで、できるだけ多様な意見を反映させることができるように規定するものです。
- ・法令等に特別の定めがあるもの、非公開情報を審議するとき、会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがあるときなどを除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から、会議を公開し、また会議録及び会議資料を公表することを規定するものです。

(情報公開及び情報提供)

【主な論点】

- ・情報共有については、自治の基本原則の中だけでなく、別に項目として設けるかどうか。
- ・市の情報を知る権利を規定するかどうか。

【他自治体の条文（参考）】

(情報共有の原則)

第 25 条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。 (熊本市)

(情報の公開及び提供)

第 15 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとする。

2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとする。 (奥州市)

(情報の公開及び提供)

第 18 条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前 2 項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。 (鳥取市)

(情報の共有)

第 14 条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

(情報公開)

第 15 条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。 (高松市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市及び市議会は、市民参加の開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を日田市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、公開しなければならない。
- ②市は、市が保有する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、市民に分かりやすく情報提供するよう努めなければならない。
- ③市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

【説明】

・情報公開については、日田市情報公開条例に基づき、市の情報を公開していますが、情報の共有を進めていくためには、情報公開制度の位置付けが重要であることから、この条例に規定するものです。

・情報提供については、請求に基づいて公開する情報公開制度に含めて考えるのではなく、別のものとして規定する必要があると考えています。求められて情報を出すという受け身の姿勢ではなく、市側ができるだけ積極的に情報を提供していく。また、可能な限り行政用語などを使わずに、市民に理解されるような内容の情報提供に努めていくことが重要であることから規定するものです。

・情報公開や情報提供を進めていく前提として、文書等の情報を正確に、かつ適正に管理しておく必要があることから規定するものです。日田市では、日田市文書取扱規程に基づいて整理保存しているところですが、より適正な管理に努めていくことが必要であることから、この条例に規定するものです。

(説明責任)

【主な論点】

- ・説明責任の主体をどうするか。①市、②市及び市議会、③市、市議会及び市民等。
- ・市民等まで含める考え方の理由としては、税金による支援を受けた場合には、市と同様に説明責任が発生するのではないかというもの。
- ・説明の対象と段階をどうするか。対象については、施策レベルや事業レベル、町の仕事といった大きな捉え方もある。段階について従来は、結果の説明に重点が置かれていたが、それを企画立案段階にするか、実施段階にするか、評価段階にするか。

【他自治体の条文（参考）】

(説明責任)

第 29 条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。
(薩摩川内市)

(説明責任)

第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。
(二セコ町)

(説明責任)

第 9 条 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。
(流山市)

(説明責任)

第 17 条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。
(三鷹市)

(説明責任及び応答責任)

第 29 条 市は、政策の立案、決定、実施、評価及び改善の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

2 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答するよう努めなければなりません。
(燕市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・今後は更に財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながら物事を進めていくような仕組みがないと、行政として動いていけない。

・市民からの相談時に「できない」から入るのではなく、「どうすればできるか」をまず考えるようにできないか。

・市民からの相談時、横のつながりの可能性を考えず、接した部署だけで「できる」「できない」を判断してしまっている。

【条文案（例）】

①市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容等を市民等にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

②市は、市民等からの意見、質問等に対し、組織内での連携を図りながら、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めなければならない。

【説明】

・結果に対する説明責任は当然ですが、例えば、計画などの策定過程での説明や工事等で事前の説明がなければ、完成後に修正や変更するのは困難であるといったことから、結果に至るまでの過程（企画立案、実施など）でも積極的に説明をしていくよう規定するものです。

・市民からの業務内容等についての相談時に、縦割り行政の弊害が指摘されていることなどを考え、市役所内で横の連携を取りながら、対応していくことを規定するものです。

(広報広聴)

【主な論点】

・「広報広聴」という項目と、「情報共有」や「市民参画の方法」といった項目との関係をどのように整理するか。

【他自治体の条文（参考）】

(対話の場の設置)

第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、市民との対話の場を設置することができます。 (燕市)

(政策形成及び実施過程への参画)

第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。 (丸亀市)

(市民参画の方法)

第15条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる方法のうち、事案に応じた適切なものにより市民参画を求めるものとする。

- (1) 審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)への市民公募
- (2) パブリックコメント(意見公募手続)
- (3) 意見交換会
- (4) アンケート調査
- (5) 前各号に準ずる方法

2 市は、市民に対しまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、まちづくりの課題等を的確に把握するための情報の収集に努めなければならない。

3 市は、市民の意見、要望及び提案を受け付ける窓口を明確にした上、意見等に対する処理結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。 (阿賀野市)

(タウンコメント)

第26条 市は、市民及び市政に係る重要な事項について広く意見を募り(タウンコメントといいます。)、その意見を市政に反映するよう努めます。 (四国中央市)

(対話の場の設置)

第17条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(薩摩川内市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・既存の合意形成の仕組みを変えていくのが重要。地区、団体等役員の人達の意向だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められている。
- ・地域で本当に困っているのに、声が行政に届かないという問題が実際にある。地域の声を行政が受け止められる仕組みをとっていけば個別ニーズに対して市議会議員が動かなくてもすむ。そうすれば、市議会議員は市全体のことを考えられることにもなる。
- ・市全般的なこととして、市民への広報広聴については考慮が必要。4～5人参加の説明会を開催して、市民のみなさんから意見を聞いたと言えるのか。ホームページに載せた、広報に載せた、見ないから悪いでは、市民意見の反映には繋がっていない。
- ・市民への周知については発想の転換が必要であり、例えば窓口に来た人に対してお知らせチラシを同封するなど、市民に対する広報の場面と言うのは相当ある。

【条文案（例）】

- | |
|--|
| <p>①市は、より多くの市民に対し、市政に関する情報を伝えるため、多様な手法により広報を行うよう努めなければならない。</p> <p>②市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、市民参画制度の構築を含めた広聴制度の整備を図るものとする。</p> |
|--|

【説明】

・市民参画によって政策形成を行っていくことが重要ですが、まずは「市民に様々なことを知ってもらうことから始まる」と考えています。市民ワーキンググループ会議での議論で、「『情報はホームページや広報誌に載せているから見てください』では、市民意見を反映させることには繋がらない」との意見がありました。市民全てに情報を伝えるのは難しいことですが、多様な手法を用いて取り組むことを規定するものです。

また、「地域の声が行政に届きにくい」といった問題や、「一部の人の意見だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められているのではないか」といったことから、広聴制度の充実を図ることを規定するものです。

(個人情報保護)

【主な論点】

・個人情報の保護に取り組む主体として、市と市議会以外にどこまで規定するか。市民や事業者まで含めるかどうか。

【他自治体の条文（参考）】

(個人情報の保護)

第 21 条 行政機関は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等を厳正に行わなければならない。(志摩市)

(個人情報の保護)

第 20 条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。(飯田市)

(個人情報保護)

第 15 条 市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。(石狩市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

①市及び市議会は、日田市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 2 号）に基づき、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【説明】

・個人情報保護については、日田市個人情報保護条例により適正な取り扱いに努めているところですが、この条例の原則の一つである情報共有や情報公開、情報提供を推進していくためには、前提として個人情報の保護が図られる必要があるため規定しました。

(パブリックコメント手続)

【主な論点】

- ・制度自体の課題として、意見を出す人が少なく、意見の偏りが見られる場合がある。
- ・市民に対するわかりやすさを考えた場合、「パブリックコメント」と「意見提出手続」のどちらの用語を使うか。

【他自治体の条文（参考）】

(パブリックコメント手続)

第 19 条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続（次項において「パブリックコメント手続」という。）を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。 (高松市)

(パブリックコメント手続)

第 23 条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(北九州市)

(意見収集手続)

第 19 条 市は、まちづくりに関する計画の策定若しくは変更又は重要な政策等を決定しようとするときは、その施策等の検討過程における案をあらかじめ公表し、適切な方法により市民の意見を収集するとともに、その市民の意見を考慮するものとする。 (奥州市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- ①市は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。
- ②市は、前項の規定により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出意見を考慮した結果及びその理由を公表するものとする。

【説明】

・市の重要な政策等を策定するときには、意見提出手続（パブリックコメント）を実施することを明らかにするとともに、併せて制度の周知を図るため規定するものです。なお、対象となる重要な政策等については、日田市意見提出手続要綱で次のとおり規定されてい

ます。

(1) 次に掲げる条例(金銭の徴収又は給付に関するものを除く。)の制定、廃止又は重要な改正

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定

(3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は重要な改定

(4) その他市長が必要と認めるもの

(市外の人々等との交流及び連携)

【主な論点】

- ・広域的な政策課題など、市のみでは対応できない場合があるので、国・県・近隣自治体との連携を考えて規定するかどうか。
- ・国際交流に関する記述を入れるかどうか。
- ・市に関心を持つ市外の人や団体との交流などを活かしてまちづくりを進めていくことも考えられることから規定するかどうか。また、交流連携の主体を誰にするか。

【他自治体の条文（参考）】

(国、他の地方公共団体等との連携)

第 35 条 薩摩川内市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 薩摩川内市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。 (薩摩川内市)

(他の機関との連携)

第 26 条 市は、共通する課題又は広域的な課題の解決を図るため、他の地方公共団体、国及びその他の機関との積極的な連携に努めるものとする。 (阿賀野市)

(市外の人々等との連携)

第 20 条 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するように努めます。 (流山市)

(市外の人々等との連携)

第 28 条 市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。 (石狩市)

(連携及び協力)

第 29 条 市及び議会は、共通する課題を解決するため、国、愛媛県及び他の地方公共団体と広域的な連携及び協力を図るよう努めます。

2 市民は、経済、文化、スポーツ等の様々な取組みを通じて、市外の人々と連携してまちづくりに努めるものとします。 (四国中央市)

【市民ワーキンググループでの議論】

- ・温泉などに福岡県からも人が来ることを考えると、「都市間交流、地域内交流」といった

「交流」が条例の中に入るのではないだろうか。

【条文案（例）】

市民及び市は、市外の人々、団体等との交流及び連携を図り、相互のつながりがまちづくりにおいて重要であるとの認識の下に、知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【説明】

日田市に存在する、地区の共同温泉では、主に福岡県から訪れる人との交流が行われています。また、その他にも各地区で祭りなどを通じて市外の人との交流が行われており、そのことが日田市のまちづくりに良い影響を与えられことから規定するものです。

Ⅵ その他

(条例の見直し)

【主な論点】

- ・自治基本条例は作って終わりではなく、参画や協働といった考え方などが社会情勢に合っているかどうかなどを見直す必要があるのではないかな。
- ・条例を見直す場合には、期間を定めるかどうか。定める場合には何年間とするか。

【他自治体の条文（参考）】

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等を見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

(岸和田市)

(条例の見直し)

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

(熊本市)

(条例の見直し)

第37条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画を求めて検討を行うとともに、市民の意見を適切に反映させなければなりません。

(燕市)

(条例の見直し)

第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければなりません。

(流山市)

【市民ワーキンググループでの議論】

【条文案（例）】

- | |
|--|
| <p>①市長は、5年を超えない期間ごとに、市民参画により、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>②市長は、検討の結果、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p> |
|--|

【説明】

市長の任期に併せて見直し期間を4年とする考え方もありますが、基本条例ということもあり1年長い5年間としています。また、期間を明示せず、必要な場合に見直すという考え方もありますが、確実に見直し作業をするために期間を定めています。